**妙高市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱**

（趣旨）

第１条　市は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が主体となり実施する骨髄バンク事業（以下「骨髄バンク事業」という。）における骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者（以下「ドナー」という。）の負担を軽減し、もってドナー登録の増加及び骨髄等の移植の促進に寄与するため、ドナーとなった人及びその人が勤務する事業所等に対して、予算の範囲内において、妙高市骨髄等移植ドナー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、妙高市補助金等交付規則（平成１９年妙高市規則第１４号。以下「規則」という。）、妙高市補助金交付基準（平成１９年妙高市訓令第４号）及びこの要綱に定めるところによる。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付を受けることができる人及び団体（以下「助成対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する人及び団体であって、次に掲げるものとする。

（１）骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、財団からこれを証明する書類の交付を受けた人

（２）前号に規定する人が勤務する事業所等（国、地方公共団体及び独立行政法人並びにドナー特別休暇制度（骨髄等を提供するに当たり必要な財団への登録、検査、入院等の際に要する期間を特別休暇として認める制度をいう。）がない事業所等を除く。以下同じ。）

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数（以下「通院等の日数」という。）に、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

（１）ドナー　２万円（ドナー特別休暇制度がある事業所等に勤務するドナーにあっては、１万円）

（２）ドナーが勤務する事業所等　１万円

２　前項の通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は、７日とする。この場合において、当該通院等の日数には、骨髄等の採取によって生じ、又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院又は入院の日数は含まないものとする。

（１）骨髄等の採取前の健康診断のための通院日数

（２）自己血採血のための通院日数

（３）骨髄等の採取のための入院日数

（４）その他骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院又は入院（第１号に規定する通院をする日の翌日から前号に規定する入院をする日の前日までにするものに限る。）の日数

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとするドナーは、骨髄等の提供が完了した日から起算して９０日以内に、妙高市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記様式第１号。以下「交付申請書（ドナー用）」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（１）財団が発行する通院等の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し

（２）その他市長が必要と認める書類

２　助成金の交付を受けようとする事業所等は、当該事業所等に勤務するドナーが骨髄等の提供を完了した日から起算して９０日以内に、妙高市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所等用）（別記様式第２号。以下「交付申請書（事業所等用）」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（１）ドナーに係る財団が発行する通院等の日数及び骨髄等の提供の完了を証する書類の写し

（２）ドナーとの雇用関係を確認できる書類

（３）ドナーが骨髄等の提供のためにドナー特別休暇を取得した日数を確認できる書類

（４）ドナー特別休暇制度があることを確認できる書類

（５）その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第５条　市長は、交付申請書（ドナー用）又は交付申請書（事業所等用）を受理したときは、申請内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、妙高市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第３号。以下「交付決定（却下）通知書」という。）により通知するものとする。

（実績報告の特例）

第６条　規則第１４条の規定による実績報告は、交付申請書（ドナー用）又は交付申請書（事業所等用）を市長に提出することにより行うものとする。

（確定通知の特例）

第７条　規則第１５条の規定による確定通知は、交付決定通知書の交付により行うものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。